

素人そば打ち段位認定制度・全国認定会実施細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は全麺協・素人そば打ち段位認定制度(以下「段位認定制度」という)実施要綱第8条第3号に規定する、「全国認定会」の実施に関する細部事項を定めることを目的とする。

(主催者及び主管、開催申請)

第2条 全国認定会的主催は全国麺類文化地域間交流推進協議会(以下「全麺協」という)とする。なお、全国認定会開催の実行を主管する団体(以下『開催主管』という)は、全麺協理事会が指定する全麺協各支部又は全麺協A、B会員が行うものとする。

(2) 全国認定会の開催を希望する支部又は全麺協会員は、1年前までに所定の「開催申請書」を全麺協事務局に提出するものとする。

(3) 段位認定部会は全国認定会の開催主管について理事会に諮り、理事会はこれを決定し総会において報告する。

第2章 四段位認定会

(四段位認定会 書類審査)

第3条 四段位認定会は全麺協素人そば打ち段位認定制度実施基準(以下「実施基準」という)第3条第3項の規定に基づく「四段位認定講習会」の受講を修了し、実施基準第2条第2項に定める「書類審査」に合格しなければ技能審査を受験することができない。

(2) 前項の規定により四段位認定会書類審査受験資格があり、受験の申込み希望を提出し、実施基準第2条第2項に定める書類審査関係の書類を受領した時は、書類審査を受験したこととし、正当な理由がなくその回答をしなかった場合は書類審査不合格とする。

(3) 書類審査の課題問題、小論文等の出題及び採点は、全麺協段位認定部会に設置する「四(五段)段位認定会実施本部」(以下「実施本部」という)が行う。

(4) 書類審査の採点結果については、技能審査の結果に加味反映させるものとする。

(四段位認定会 技能審査)

第4条 四段位認定会技能審査は理事会の承認を得て、全国で年度内2か所において実施することができるものとする。

(2) 四段位認定会技能審査の審査員は、「実施本部」で選考するものとする。

(3) 四段位認定会技能審査で審査に使用するそば粉及び小麦粉(つなぎ粉)は、「実施本部」で試し打ちを実施した上で選定するものとする。

(4) 四段位認定会の合格者は、技能審査の審査員及び段位認定部会 書類審査実施本部代表者で構成する「審査員会議」において決定するものとする。

第3章 五段位認定会

(五段位認定会 一次審査)

第5条 五段位認定会 一次審査の受験を希望する者は、実施基準第2条第2項第2号の規定により全麵協A、B会員代表者の推薦を受け、これまでの活動状況、全麵協から出題された小論文を提出して、一次審査を受けなければならない。

- (2) 一次審査に提出された活動状況、小論文の論題等の出題と採点は「実施本部」の中から「選考員」(以下「選考員」という)を指定して、選考員が行い、その合否を決定する。
- (3) 五段位認定会 一次審査の受験を希望する者は、全麵協から送付された活動状況、小論文の論題等を受理した時点で一次審査の受験とみなし、正当な理由なくその小論文書類を提出しなかった場合は一次審査不合格とする。
- (4) 五段位認定会 一次審査に合格した者で、筆記試験4科目のうち3科目以上不合格であった場合には、一次審査の合格を保留とはしないものとする。

(五段位認定会 筆記試験)

第6条 実施基準第2条第2項第2号の定める五段位認定会 筆記試験は、次条に定める4科目について実施するものとする。この場合、合格基準点に達している科目については、当該科目の筆記試験を免除する。ただし、4科目合格した場合であっても、通じて本審査受験2回までの免除とする。

- (2) 筆記試験は、全麵協「実施本部」が実施するものとする。

(五段位認定会 筆記試験科目)

第7条 筆記試験の科目は、次のとおりとする。

- ア 全麵協・段位認定制度の概要
- イ ソバの品種・栽培
- ウ ソバの栄養・健康
- エ そばの歴史・文化

- (2) 筆記試験は意見発表、技能審査の前に受験し、筆記試験全科目に合格しなければ、意見発表、技能審査を受験することはできないものとする。
- (3) 筆記試験問題の出題は、前(2)号に定めた「実施本部」の中から「選考員」を指定し、この選考員が出題し、専門家の監修を得るものとする。
- (4) 筆記試験の採点は、選考員が専門家の監修を得た模範解答に基づき採点するものとする。
採点の結果、合格基準点に達しなかった者は不合格とし、再試験は行わないこととする。
- (5) 採点結果については、本人に通知するものとする。

(五段位認定会本審査 意見発表)

第8条 本審査のうち意見発表審査は、次のとおり実施する。

- (1) 意見発表は選考員が課題を提示し、その課題に対する意見発表について「実施本部」が選考した学識経験者、地域振興専門家及び全麵協役員等により審査採

点する。

- (2) 採点項目と配点は、全麵協・段位認定制度に関する理解度 30、リーダーシップ 20、協調性 10、積極性 10、そばよる地域貢献度 20、総合評価 10 の合計 100 点とし、真に五段位認定者としてふさわしい人物かどうかを重点に審査採点する。
- (3) 採点結果については、本人に通知するものとする。

(五段位認定会本審査 技能審査)

第 9 条 本審査のうち、技能審査は次のとおり実施する。

- (1) 技能審査の審査員は「実施本部」が、全国審査員及び特別地方審査員の中から選考するものとする。
- (2) 技能審査に使用するそば粉については「実施本部」が試し打ちの上、「開催主管」と連携し選定するものとする。
- (3) 技能審査は技能審査チェック項目、全国審査員統一見解等に基づき、五段位認定者にふさわしい技量を持っているかについて厳格に審査するものとする。
- (4) 技能審査結果は本人に通知するものとする。

(五段位認定会 最終合否決定)

第 10 条 五段位認定会 最終合否の決定は、次のとおりとする。

- (1) 五段位認定会審査結果についての合否判定は、筆記試験、意見発表及び技能審査の各審査員代表者(各審査委員長)、並びに段位認定担当役員及び段位認定部会長で編成する「五段位認定会 合否判定会議」により決定するものとする。

第 4 章 受 験 料

(受験料)

第 11 条 四段位認定会書類審査及び五段位認定会筆記試験に受験申込みをした者は、実施基準第 5 条第 1 項に規定する受験料とは別に、次の受験料を全麵協に納入するものとする。

段位(審査・試験)	受験料
四段位 書類審査	2,000 円
五段位 筆記試験	3,000 円

注) 実施基準 第 5 条第 1 項の受験料

段 位	受験料
四 段 位	15,000 円
五 段 位	15,000 円

第 5 章 経 費

(経費負担)

第 12 条 全国認定会の経費負担は次のとおりとする。

- (1) 実施基準第 5 条第 1 項に規定する受験料は、全国認定会を実施した「開催主管」の収入とする。

- (2) 前第 11 条に規定する受験料は全麵協の収入とする。
- (3) 審査員の謝礼は開催主管が負担し、全国審査員の謝礼については「審査員謝礼支払い及び助成内規」に基づき全麵協が助成するものとする。特別地方審査員の謝礼については薄謝を支払うものとする。
- (4) 審査員の交通費、宿泊費は開催主管が支払うものとする。
- (5) 全麵協は全国認定会の開催主管に対し、開催助成金を支払うものとする。開催主管が開催助成金の中から支出できる支出項目は次の通りとする。
 - ① 会場費(会場借上げ費、会場設営費)
 - ② 印刷費(開催パンフレット、開催報告書)
 - ③ 会議費(印刷費、飲み物・茶菓子)
- (6) 実施本部係員の交通費、宿泊費等については、全麵協が支払うものとする。
- (7) その他の経費については、全麵協と開催主管が協議して決定するものとする。

付 則

- 1. この細則は、平成 24 年 5 月 12 日から施行する。
- 2. 第 1 回五段位認定会、第 2 回五段位認定会の筆記試験を受験し、合格基準点以上を得点している科目のある者は当該科目の受験を免除する。ただし、今後開催する本審査 2 回までとする。